○ 総合課税所得の一覧

所得の種類	内容	所得の計算方法								
771 13 07 1± XX	7.79	バ I マンロ チンJ /A								
営業等	販売業、大工、外交員、漁業などの事業等から生じる所得									
農業	農産物の生産、果樹、球根、花卉等の生産から生じる所得	収入金額-必要経費								
不動産	地代、家賃、不動産貸付の権利金・礼金などから生じる所得									
利子	公社債、預貯金の利子などによる所得(源泉分離課税分を除く)	収入金額								
配当	法人から受ける利益の配当、証券投資信託(公社債投資信託を除く)の収益の分配などから生じる所得	収入金額-株式等を取得するための負債の利子								
給与	給料、賞与、俸給、賃金、歳費などの所得		金額(円)		給与所得金額(円)					
		0円 ~ 550,999円				0円				
		551,000円 ~ 1,618,999円 1,619,000円 ~ 1,619,999円			給与収入金額 — 550,000円					
					1,069,000円					
			620,000円~			1,070,000円				
		1,622,000円 ~ 1,623,999円				1,072,000円				
		1,624,000円 ~ 1,627,999円 1,628,000円 ~ 1,799,999円 1,800,000円 ~ 3,599,999円 3,600,000円 ~ 6,599,999円					1,	1,074,000円 A×4×60%+100,000円		
					収入金額÷4=		A×4×70%+1			
					(千円未満切捨) A×4×7			40,000円		
		6.600.000円 ~ 8.499.999円			収入金額×0.9 — 1,100,000円					
		8,500,000円 ~				収入金額 — 1,950,000円				
		<u> </u>								
雜所得 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得 (障害年金、遺族年金は含まれません)	年齢区分	公的年金等の収入金額		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額					
			(A) 以上 以上		1,000万円以下		1,000万円超 2,000万円以下		2,0007	万円超
				9円以下	収入会	金額-110万円			収入金額	-90万円
			330万円	4,099,999円	A × 75	A × 75%— 275,000円		75%— 175,000円	A × 75%— 75,000円	
		65歳以上	410万円	7,699,999円	A × 85	A × 85%— 685,000円		85%— 585,000円	A × 85%- 485,000円	
			770万円	9,999,999円				95%— 1,355,000円	A × 95%-	
						収入金額-195,500円 収入金額-600,000円		収入金額-185,500円 収入金額 収入金額-500,000円 収入金額		- 175,500円
			330万円	4,099,999円		%— 275,000円		75%— 175,000円	A × 75%-	,
		65歳未満	410万円	7,699,999円	A × 85	%— 685,000円	A ×	85%— 585,000円	A × 85%-	- 485,000円
			770万円	9,999,999円	A × 95	%— 1,455,000円	A × 9	95%— 1,355,000円	A × 95%-	1,255,000円
			1,000万	円以上	収入金	額-195,500円	収入	.金額-185,500円	収入金額-	-175,500円
 雑所得 (その他のもの)	生命保険契約などに基づく個人年金、互助年金、原稿料、印税講演料、 シルバー人材センターからの配分金 等	収入金額一必要経費								
総合譲渡	 土地建物以外の資産(車両、ゴルフ会員権、機械器具など)の譲渡による 所得	収入金額-取得費及び譲渡費用-特別控除額(50万円) 注:保有期間が5年超の試算については、課税される金額は1/2								
一時	生命保険の満期受取金、懸賞金などの一時的な所得	収入金額-その収入を得るために支出した金額-特別控除額(50万円) 注:課税される金額は1/2								